

APRC-FY2022-PD-CHN15

海外の政策文書

原文：知识产权强国建设纲要(2021-2035年)（中華人民共和國 中国共産党中央委員会、国務院）2021年9月

URL：[http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content\\_5638714.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm)

【中国】

『知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)』

(Tentative translation)

【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構  
アジア・太平洋総合研究センター

**【ご利用にあたって】**

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)アジア・太平洋総合研究センター(Asia and Pacific Research Center;APRC)が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

**【免責事項について】**

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したことに起因または関連して生じた一切の損害(間接的であるか直接的であるかを問いません。)について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

(APRCホームページ)<https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



(調査報告書)<https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先:

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)アジア・太平洋総合研究センター(APRC)

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: [aprc@jst.go.jp](mailto:aprc@jst.go.jp)

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

新華社北京9月22日電 中共中央、國務院は先日、『知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)』を発表し、各地区および各部門における実情に応じて実施の徹底を求める通知を出した。

『知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)』の主要な内容は以下のとおりである。

知的財産権強国の建設を統一的に推進し、知的財産権の創造、運用、保護、管理およびサービスレベルを全面的に向上させ、社会主義の現代化建設における知的財産権制度の重要な役割を十分に発揮させるため、本綱要を制定する。

## 一、戦略背景

第18回党大会以降、習近平同志を核心とする党中央の強力な指導の下、我が国における知的財産権事業の発展は顕著な成果を挙げている。知的財産権をめぐる法規制度体系は着実に改善され、中核的専利、有名ブランド、優れた作品の著作権、植物の優良新品種、質の高い地理的表示、ハイレベルな集積回路の配置図設計など高価値な知的財産権の保有量が大幅に増加し、商業秘密保護を継続的に強化し、遺伝資源、伝統的知識および民間文芸の利用レベルは着実に向上し、知的財産権の保護効果、運用の効果と利益および国際影響力は著しく向上している。社会全体における知的財産権意識は大幅に高まり、比較的強い知的財産権競争力を持つ市場主体の一群が出現し、中国の特色ある知的財産権発展の道を歩み出し、イノベーション型国家建設および、ややゆとりのある社会(小康社会)の全面的な建設という目標の実現を強力に保障している。

新たな発展段階に入り、質の高い発展を推進することは、経済が持続的かつ健全な発展を維持するための必然的な要求であり、イノベーションは発展を牽引する第一の原動力である。知的財産権が国家発展の戦略的資源および国際競争力を発展させる核心的要素として、果たすべき役割はより明確になっている。知的財産権強国戦略を実施し、新技術、新経済、新情勢の知的財産権制度変革に対する挑戦に応え、知的財産権の改革発展の推進を加速化させる。政府と市場、国内と国際、ならびに知的財産権の件数と質、需要と供給の連動関係を調整し、我が国における知的財産権の総合力を全面的に向上させ、社会全体のイノベーション活力を大いに啓発させる。中国の特色ある世界レベルの知的財産権強国を建設することは、国家の核心的競争力を高め、ハイレベルな対外開放を拡大し、質、効率、公平さ、持続的可能性および安全性をさらに高めた発展を実現し、人民の日増しに増大する素晴らしい生活へのニーズに応じていく上で、重要な意義を持つ。

## 二、全体的な要求

### (一) 指導思想

習近平による新時代における中国の特色ある社会主義思想を指針として堅持し、第19回党大会および第19期中央委員会第2回、3回、4回、5回全体会議の精神を全面的に徹底して実行する。「五位一体」(“五位一体”)(訳注:経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、エコ文明建設の五つの面の建設の一体

化展開を指す)の総体的配置の統一的な計画推進、ならびに「四つの全面的」(“四个全面”)(訳注:ややゆとりのある社会(小康社会)の全面的実現、改革の全面的な深化、法に基づく国家統治の全面的な推進、全面的な厳しい党内統治)の戦略的配置の協調的な推進にしっかりと基礎を置き、安定を維持しながら経済成長を促すとの事業総基調を堅持する。質の高い発展の促進をテーマとし、供給側の構造的改革の深化を主軸とし、改革およびイノベーションを根本的原動力とする。日増しに増大する素晴らしい生活に対する人民のニーズを満足させることを基本目標に、新たな発展段階に立脚し、新しい発展理念を徹底して実行し、新たな発展のための枠組みを構築する。知的財産権保護強化の確実なコントロールは、知的財産権保護制度の最も重要な内容および国家の経済競争力を向上させる最大の奨励である。知的財産権の創造、運用、保護、管理およびサービスを一貫化し、知的財産権保護の国際協力をさらに強力に進め、完備された制度、厳格な保護と効率的な運用、利便性の高いサービス、文化的自覚を兼ね備え、オープンでウィンウィンな知的財産権強国を建設し、イノベーション型国家および社会主義現代化強国の建設に堅固な保障を与える。

## (二) 業務原則

### 一 法治保障と厳格な保護

法による国家統治の全面的な推進という基本方針を徹底し、法に基づき知的財産権の保護を厳格に行い、社会の公平と正義および権利者の合法的な権益を適切に保護する。

### 一 改革駆動、品質主導

知的財産権分野の改革を深化させ、より一層の改善を加えた要素市場化配置体制メカニズムを構築し、知的財産権制度のイノベーション奨励にかかる基本的な保障効力を一段と発揮させ、質の高い発展に向けた継続的な原動力とする。

### 一 重点集中と調整の統轄的推進

戦略による先導、統轄的な計画を堅持し、重点分野および重要な需要に焦点を当て、知的財産権と経済、科学技術、文化、社会など各方面とより深い融合的発展を推進する。

### 一 科学的ガバナンスとウィンウィンな協力関係

人類運命共同体理念を堅持し、国際的視野で知的財産権の改革と発展に関する計画を立て推進することで、オープンかつ寛容的、均衡的かつ恩恵が広く及ぶ知的財産権の国際規則を推進し、イノベーション創造による恩恵をより多くの国と国民に享受させる。

## (三) 発展目標

2025年までに、知的財産権強国の建設において顕著な成果を挙げる。知的財産権保護をさらに厳格に行い、社会的満足度を比較的高いレベルに向上させて維持させる。知的財産権市場の価値をさらに明らかにし、ブランド競争力を大幅に向上させる。専利集約型産業の付加価値を対GDP比率13%、著

作権産業の付加価値をGDP比率7.5%にそれぞれ引き上げ、知的財産権使用料年間輸出入総額を3500億元、人口一人あたりの高付加価値発明専利保有件数を12件に引き上げる(上述の指標は予測的な指標である)。

2035年までに、我が国の知的財産権総合競争力を世界のトップに引き上げる。知的財産権制度システムを完備し、知的財産権によりイノベーション起業の活気ある発展を促す。社会全体で知的財産権文化に対する自覚を基本的に形成する。全方位かつ多層的に知的財産権のグローバルガバナンスに参加する国際協力の枠組みを基本的に形成し、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国を基本的に完成させる。

### 三、社会主義現代化に向けた知的財産権制度の確立

#### (四) 完全な分類かつ緊密な構造を備え、内外と調和のとれた法体系を構築

知的財産権の基礎的な法律研究を行い、特別法の法規間を確実に連結させ、法律法規の適用性と統一性を強化する。専利法、商標法、著作権法および植物新品種保護条例を実情に合わせ適時修正する。地理的表示、意匠などの特別法の法規制定を研究し、専門的な保護と商標保護を調和させた統一的な地理的表示保護制度を整備し、集積回路配置図設計に関する法規を完備する。商業秘密保護方面の法律法規の制定、修正および強化を行い、知的財産権濫用行為を規制する法律制度ならびに知的財産権関連の反独占、不正および不当競争防止などの分野で立法を整備する。科学技術進歩法の修正を行う。関連する訴訟法の修正と徹底した実施を結合し、知的財産権裁判規律に適合する特別手続きに関する法律制度の制定を研究する。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野および新業態における知的財産権の立法を早める。科学技術の進歩および経済社会発展形成にかかる需要に適応し、法に基づいて適時知的財産権法律法規の立法、改正、廃止と解釈を行い、保護すべき客体の範囲を適時拡大し、保護基準を高め、権利侵害懲罰的賠償制度を全面的に制定実施し、損害賠償力を強化する。

#### (五) 統一化された職責、科学的規範、良質なサービスを備えた管理体制を構築

管理体制メカニズムの最適化を継続し、中央の知的財産権保護におけるマクロ的管理、地域間の協調および渉外事項の統轄などの方面における職権を強化し、機構の構築を継続的に強化し、管理効率を向上させる。国家の地域協調発展戦略を中心として、地域における知的財産権戦略を制定し、知的財産権強省および強市の建設を深化させ、地域における知的財産権の協調的發展を促進する。一流の専利商標審査機構構築プロジェクトを実施し、専利商標審査官制度を確立し、専利商標審査の協調的メカニズムを最適化し、審査の質と効率を向上させる。政府の管理監督、社会監督、業界の自主規制、機構の自制的な知的財産権サービス業に対する管理監督体系を構築する。

#### (六) 公正で合理的、科学を評価する政策体系を構築

保護・厳格化の政策的指導方針を堅持し、知的財産権権益分配メカニズムを整備し、知的価値の増加を指導的方針とする分配制度を整備し、知的財産価値の実現を促進する。保護強化を指導的方針とする専利商標審査政策を整備する。著作権登記制度、ネットワーク保護および取引規制を整備する。知的財産権審査登録登記政策の調整メカニズムを整備し、動態的管理メカニズムを構築する。知的財産権に関する政策の合法性および公正な競争的審査制度を確立し整備する。知的財産権公共政策評価メカニズムを構築する。

#### **(七) 新興分野および特定分野において、迅速な対応と合理的保護を行う知的財産権規則体系を構築**

新技術、新産業、新業態、新モデルの知的財産権保護規則を確立して整備を行う。インターネット分野の知的財産権保護制度の整備を検討する。データにかかる知的財産権保護規則の構築を研究する。オープンソースの知的財産権および法律体系を整備する。アルゴリズム、ビジネスモデル、人工知能(AI)による創作物および知的財産権保護規則を検討する。遺伝資源、伝統的知識、民間文芸などの入手および恩恵共有制度の確立、無形文化財の収集整理および転化利用を大いに推進する。中医薬の伝統的知識保護と現代の知的財産権制度の効果的なリンクを推進し、中医薬の知的財産権にかかる総合的保護体系をさらに整備し、中医薬専利の特別審査および保護体制を確立し、中医薬伝承のイノベーション的發展を促進する。

### **四、国際的な一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の構築**

#### **(八) 公正かつ効率的に科学を管轄し、明確な権限、完全なシステムを備えた司法保護体制を整備**

ハイレベルな知的財産権裁判機構構築プロジェクトを実施し、裁判の基礎、体制メカニズムおよびインテリジェント法院の建設を推し進める。知的財産権の裁判組織を整備し、裁判機構配置の最適化、上訴審理体制の完備をそれぞれ行う。知的財産権の民事、刑事、行政事件の「三位一体」(“三合一”)の裁判メカニズム改革を深化させ、事件審査の専門化、管轄の集中化および手順が集約化された裁判体系を構築する。知的財産権裁判官の専門化および職業化選抜を強化し、技術調査官チームの結成を推し進め、事件裁判の質と効果を確保する。地域横断的知的財産権遠隔訴訟プラットフォームの構築を積極的に推進する。知的財産権司法裁判基準と法律の適用を統一化し、裁判規則を整備する。刑事摘発を強化し、知的財産権犯罪捜査業務制度を整備する。知的財産権関連の司法解釈を修正および整備し、知的財産権侵害犯罪事件の立件追訴基準を併せて制定する。知的財産権事件の検察監督体制の確立を強化し、量刑意見に関する指導および控訴指導を強化する。

#### **(九) 利便性および効率が良く、厳格公正かつオープンで透明性の高い行政保護体系を整備**

関連行政部門の調査権、処罰権および強制権を法に基づき科学的に配置し行使する。統一的かつ均衡のとれた執行基準、証拠規則および事例指導制度を確立する。行政法執行人員のプロ化、職業化レベルを大いに向上させ、行政保護技術調査官制度の確立を検討する。知的財産権行政法執行管理監督のプラットフォームを構築し、法執行の管理監督の現代化、AI化を進める。知的財産権侵害紛争検証鑑定業務に関する体系を確立し整備する。専利侵害紛争行政裁決制度の役割を発揮させ、行政裁決の

執行力を強化する。当事者が申請する知的財産権紛争にかかる行政仲裁協議司法確認制度を検討する。地域および部門横断的な法執行保護提携メカニズムを整備する。対外貿易および知的財産権保護調査メカニズムおよび自由貿易試験区における知的財産権保護専門メカニズムを構築する。知的財産権の税関における保護を強化し、国際知的財産権にかかる法執行を協力して推進する。

#### **(十) 統一的な指導、スムーズな連携、迅速かつ効率的な共同保護を実現する枠組みの整備**

党中央による集中的かつ統一的な指導を堅持し、政府が職責を果たし、法執行部門が厳格に管理監督を行い、司法機関が公正な司法を行い、市場主体が規範的な管理を行い、業界組織が自主規制および自己管理を行い、社会および人民が信義誠実に法を守り、知的財産権の協調保護を実現する。知的財産権保護体系構築プロジェクトを実行する。行政機関および司法機関の職責権限と管轄範囲を明確にし、知的財産権行政保護および司法保護がリンクするメカニズムを整備し、保護協力を形成する。知的財産権仲裁、調停、公証、鑑定および合法的権利を守る支援体系を形成し、関連制度の構築を強化する。知的財産権信用管理監督体系を整備し、知的財産権信用管理監督メカニズムおよびプラットフォーム構築を推し進め、法に基づき知的財産権分野の重大な信用失墜行為に対しては制裁を加える。著作権集中管理制度を整備し、著作権集中管理組織の支援および管理監督を強化する。地理的表示保護プロジェクトを実施する。知的財産権保護センターネットワークと海外知的財産権紛争対応指導センターネットワークを構築する。海外知的財産権早期警戒および合法的権利保護支援情報プラットフォームを構築し整備する。

### **五、イノベーションの発展を奨励する知的財産権市場運用メカニズムの構築**

#### **(十一) 企業を主体とし、市場を主導とする質の高い創造メカニズムを整備**

質と価値を基準とし、知的財産権審査評価メカニズムの改革および改善を行う。市場主体を指導して専利、商標、著作権など多様な知的財産権を組合せた効果を発揮させ、知的財産権の強い競争力を持つ世界一流企業の一群を育てる。中小企業の知的財産権戦略の推進プロジェクトを徹底して実行する。国家科学技術計画プロジェクトの知的財産権管理を最適化する。生物育種の最先端技術と分野を中心に、知的財産権を持つ植物優良新品種を育て、授権品種の質を向上させる。

#### **(十二) 効率的かつスムーズに機能し、価値を十分に実現できる運用メカニズムを整備**

専利集約型産業の育成を強化し、専利集約型産業の調査メカニズムを構築する。専利ナビゲーションの地域における発展および政府が投資する大規模科学技術プロジェクトにおける役割を発揮させ、従来型の優勢産業、戦略的新興産業、未来型産業の発展における専利ナビゲーションの応用を大いに推進する。国有の知的財産権帰属および権益分配メカニズム改革を行い、科学研究機構と高等教育機関の知的財産権処理における自主権を拡大する。科学研究のプロジェクト形成における知的財産権の形成を、財政的に支援する声明制度を確立し整備する。知的財産権取引価格の統計発表メカニズムを構築する。商標ブランドを確立し、馳名商標(日本の著名商標に相当)の保護を強化し、優れた伝統的ブランドおよび老舗ブランドを伝承して発展させ、国際的影響力のある知名商標ブランドを大いに育成

する。団体商標、商標制度の役割を発揮させ、明確な特色、強い競争力、市場での高い信頼を兼ね備えた産業クラスターブランドおよび地域ブランドを作り上げる。地理的表示および特色ある産業の発展を推進し、エコ文明建設、歴史文化伝承および農村振興を有機的に融合し、地域ブランドの影響および新製品の付加価値を向上させ、地理的表示農産品保護プロジェクトを実施する。知的財産権の試行およびモデル事業の展開を徹底して行い、企業、高等教育機関、科研機構の知的財産権管理体系健全化を推進し、高等教育機関、科研機構の専門化された知的財産権転移転化メカニズムの構築を奨励する。

### **(十三) 規範と秩序を兼ね備え、活力に満ちた市場化運営メカニズムを構築**

知的財産権に関する代理、法律、情報、コンサルティングなどのサービスレベルを向上し、知的財産権の資産評価、取引、転化、供託、投融資などの付加価値サービスの実施を支援する。知的財産権運営体系構築プロジェクトを実行し、総合的な知的財産権運営サービスハブプラットフォームを構築する。いくつかの重点産業を形成して、地域を牽引する運営プラットフォームを連動させ、国際化、市場化、専門化された知的財産権サービス機構を構築し、知的財産権サービス業界のレベル別、分野別の評価を実施する。無形資産評価制度を整備し、激励と管理監督の調和がとれた管理メカニズムを構築する。知的財産権金融を積極的かつ確実に発展させ、知的財産権質権設定情報プラットフォームを整備し、各種知的財産権混合質権設定および保険の展開を奨励し、知的財産権融資モデルのイノベーションについて規範的に検討する。著作権取引およびサービスプラットフォームを整備し、作品資産評価、登記認証、質権設定融資などのサービスを強化する。国家著作権イノベーション発展モデル区建設活動を展開する。全国著作権展示会における許可取引体系を打ち立てる。

## **六、便利で役立つ知的財産権公共サービス体系を構築**

### **(十四) 包括的かつサービスが規範化され、AI化で効率化された公共サービスの提供**

知的財産権公共サービスのAI化構築プロジェクトを実施し、国家知的財産権ビッグデータセンターおよび公共サービスプラットフォームを整備し、各種知的財産権の基礎的情報のオープン化をより深く幅広い範囲で進め、経済、科学技術、金融、法律などの情報と共有融合を実現させる。「インターネット+(互联网+)」政務サービスを積極的に推進し、技術構築のAI化専利商標審査および管理システムを十分に利用し、審査過程の最適化を行い、知的財産権政務サービスの「オンラインワンストップサービス(一网通办)」および「窓口一元化(一站式)」サービスを実現する。主要なインターネットサービスを整備し、技術およびイノベーション支援センターなどのサービス拠点を拡大させ、政府の指導、多元的な参与、相互享受可能な公共サービス体系を構築する。手軽で便利な知的財産権公共コンサルティング専門サービスを強化し、中小企業とスタートアップ企業の公共サービスを整備する。国際的展示会における知的財産権サービス体制を整備する。

### **(十五) 公共サービスの標準化、規範化、ネットワーク化を強化**



知的財産権公共サービス項目および範囲を明確にし、公共サービスの項目リストとサービス基準を制定する。レベル別に分類された知的財産権公共サービス機構の構築を統一的に進め、ハイレベルに専門化されたサービス機関として大きく発展させる。情報技術を有効的に利用し、オンラインおよびオフライン手段を総合的に運用し、知的財産権公共サービス効率を向上させる。コミュニケーションルートを円滑化させ、知的財産権公共サービスの社会的満足度を向上させる。

#### **(十六) データの標準化、ソースの整合化、利用の効率化がなされた情報サービスモデルを確立**

知的財産権データの基準およびデータソースの供給を強化し、市場化、社会化された情報加工およびサービスメカニズムを確立する。知的財産権データ取引市場を規範化し、知的財産権情報のオープン化と享受を推進し、データのオープン化とデータのプライバシー保護の関係を適切に処理し、拡散効率を向上させ、知的財産権データ資源の市場価値を十分に実現する。知的財産権情報公共サービスおよび市場化サービスを協調的に発展させる。国際的に知的財産権のデータ交換を強化し、グローバルな知的財産権情報の運用能力とレベルを向上させる。

### **七、質の高い知的財産権の発展を促進する人文社会環境の構築**

#### **(十七) 知識の尊重、イノベーションの提唱、法令遵守、公正な競争を備えた知的財産権文化理念の醸成**

教育主導、実践的養成および制度保証を強化し、国民が知的財産権を自覚的に尊重し保護する行動習慣を育成する。権利の侵害や模倣行為を自覚的に防止させるイノベーション文化を提唱し、信義誠実の理念および契約精神を養う。イノベーションを鋭意実施して信義誠実な経営を行う典型的な企業を大いに宣伝し、企業が知的財産権を尊重し保護する社会的責任を自覚的に果たすように導く。公平な競争を行う文化的な気風を確立し、新時代の知的財産権文化に対する自覚と自信を高め、知的財産権および法治文化、イノベーション文化と公民としての道徳的素養の融合共生および相互的促進を推進する。

#### **(十八) 斬新なコンテンツ、多様な形式、発展を融合した知的財産権文化拡散マトリックスを構築**

従来メディアと新興メディアが融合発展する知的財産権文化拡散プラットフォームを構築し、ソーシャルメディア、ショートビデオ、クライアントなど新しいメディアチャンネルを拡大させる。コンテンツ、形式および手段に対してイノベーションを行い、対外的知的財産権の宣伝を強化し、国内外の全メディアによる拡散を包括する枠組みを形成し、知的財産権宣伝ブランドを確立する。国家知的財産権のハイエンドシンクタンクと特色のあるシンクタンクを大いに発展させ、理論および政策研究を深め、国際的な学術交流を強化する。

#### **(十九) 開放性、積極性および活力をさらに高めた知的財産権人材発展環境を構築**

知的財産権人材育成、評価奨励、流動配置メカニズムを整備する。学位授与権限を持つ高等教育機関による自主的な知的財産権一級学科設立を支援する。知的財産権専門職学位設置の検討を推進す

る。知的財産権専門人材育成計画を実施する。関連する高等教育機関に委託して一連の国家知的財産権人材育成拠点を配置し、関連高等教育機関において二級知的財産権学院の設立を大いに進める。知的財産権管理部門における公職弁護士チーム結成を強化し、涉外知的財産権弁護士育成および研修業務を着実にを行い、知的財産権の国際化人材育成を強化する。一連の知的財産権特別課程を開発する。幹部に対して知的財産権の学習指導を展開する。小中学校において知的財産権教育をさらに推進し、青少年の知的財産権に対する意識を継続的に高めていく。

## 八、知的財産権のグローバルガバナンスに対する関与の強化

### (二十) 知的財産権にかかるグローバルガバナンス体系の改革および構築に積極的な関与

知的財産権分野の対外開放を拡大し、国際対話交流体制を整備し、知的財産権および関連する国際貿易、国際投資など国際規則と基準の整備を推進する。経済貿易関連の多国間および二国間における対外交渉を積極的に推進する。知的財産権涉外リスク防止抑制体系を構築する。各国の知的財産権審査機構との協力を強化し、審査情報の共有を推進する。国際知的財産権訴訟の先進地として確立する。知的財産権の仲裁を国際化レベルに向上させる。ハイレベルな外国機構による中国における知的財産権サービスの展開を奨励する。

### (二十一) 多国間および二国間で協調連携した国際協力ネットワークを構築

知的財産権の多国的協力体系を積極的に保護し発展させ、国連、世界貿易機関など国際的枠組みおよび多国間機構における協力を強化する。「一帯一路」の共同建設国家および地域と知的財産権にかかる実務協力を深め、ハイレベルな協力プラットフォームを立ち上げ、情報、データソースプロジェクトの協力を推進する。「一帯一路」の共同建設国家および地域に対して専利検索、審査、研修など多様なサービスを提供する。知的財産権の対外活動を強化する。知的財産権の国際交流および協力において、非政府組織が積極的役割を果たすように働きかける。海外専利レイアウトルートを開拓する。専利と国際基準の制定を有効に結合させる。中国の商標ブランドの良好なイメージを作り上げ、地理的表示の相互認識および保護を促進し、中国の商標ブランドおよび地理的表示製品のグローバルプロモーションを強化する。

## 九、組織保障

### (二十二) 組織による指導を強化

党による知的財産権強国建設業務の指導を全面的に強化し、国務院知的財産権戦略実施工作部連際連席会議の役割を十分に発揮し、統一的に指導し、部門間で協力し、上下部門が連携する業務体系を構築し、本綱要の年度推進計画を制定および実行する。各地区および各部門は高く重視し、組織による指導を強化し、役割分担を明確にする。本要綱が国民経済と社会発展計画、重点特別計画および関連政策と

協調した業務を実施するためのメカニズムを構築して整備し、実情に合わせて関連職務および措置について統一的に計画を立て、項目ごとに着実に実行する。

### **(二十三) 条件保障を強化**

中央と地方の財政投入保障制度を整備し、本綱要の実施に対する支援を強化する。財政と税務、投融資などの関連政策を総合的に運用し、多角的で複数ルート of 資金投入体系を形成し、重点を強調し、構造を最適化し、職務の実行を保障する。国家の関連規定に従い、知的財産権強国の建設業務において顕著な貢献をした団体や個人を表彰する。

### **(二十四) 審査および評価を強化**

国家知識産権局は関係部門と共同で、本綱要実施にかかる動的調整体制を構築し、年度監視および定期的な評価の総括を行う。職責の遂行状況に対する督促検査を行い、業務関連の評価に盛り込み、重要な状況については手続きに従って速やかに党中央および国務院に報告し、指示を仰ぐ。党および政府指導幹部と国有企業の指導者グループによる審査において、知的財産権関連業務の業績を重点的に審査する。地方の各級政府は督促検査および審査業務を強化し、知的財産権強国の建設業務を督促検査および審査範囲に盛り込むこととする。